

地域密着型特別養護老人ホームざおう健生苑本館
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 第 3491501866 号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 衛生管理等について	11
7. 継続計画の策定等について	12
8. 虐待の防止について	12
9. 身体拘束について	13
10. 施設を退所する場合（契約の終了について）	13
11. 残置物引取人	14
12. 苦情の受付	14
13. 事故発生時の対応	15
14. 連帯保証人	15

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人健生会
- (2) 法人所在地 広島県福山市沼隈町大字能登原字明神 1436 番 1
- (3) 電話番号 084-987-1299
- (4) 代表者氏名 理事長 定藤 英治
- (5) 設立年月 平成18年8月4日

2. 利用施設

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設 (ユニット型個室)
- (2) 施設の目的 心身機能の低下により、常時、介護を必要とする方に生活していただく事を目的とした施設です。
- (3) 施設の名称 地域密着型特別養護老人ホームさおう健生苑本館
- (4) 施設の所在地 広島県福山市蔵王町4112-1
- (5) 電話番号 084-941-6889
- (6) 施設長氏名 山根 俊彦
- (7) 当施設の運営方針

この事業は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。

また、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- (8) 開設年月 平成30年5月1日
- (9) 入所定員 29人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。居室への入所に当たってご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、入所者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	29室	全室ユニット型個室
共同生活室	各ユニット	1・2階ホール 機能訓練室
浴室	各フロア	機械浴槽・一般浴槽・シャワー
医務室	1室	
静養室	1室	
地域交流スペース	1室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその諾否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入所者やご家族と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護・看護職員(兼務)	17名	13名
3. 生活相談職員	1名	1名
4. 介護支援専門員(兼務)	1名	1名
5. 機能訓練指導員(兼務)	1名	1名
6. 医師(非常勤)	1名	1名
7. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	随時
2. 介護職員	早③ : 7:00～16:00 日① : 9:00～18:00 遅② : 11:00～20:00 夜① : 16:00～10:00
3. 看護職員	早⑥ : 8:00～17:00 早⑧ : 8:30～17:30
4. 機能訓練指導員	早⑥ : 8:00～17:00 早⑧ : 8:30～17:30

5. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入所者の自立支援のため離床して食堂・共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方は一般浴槽及び機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員又は、看護職員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、診療及び健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金〉

① 食費・居住費

入所者 負担段階	居住費（滞在費）	食費	合計
	負担限度額	負担限度額	入所者負担額
第1段階	880円/日	300円/日	1,180円/日
第2段階	880円/日	390円/日	1,270円/日
第3段階①	1,370円/日	650円/日	2,020円/日
第3段階②	1,370円/日	1,360円/日	2,730円/日
第4段階	2,200円/日	1,445円/日	3,645円/日

※1 食費・居住費について、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※2 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。

② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費】

要介護度	基本単位数	入所者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	682	682円	1,364円	2,046円
要介護2	753	753円	1,506円	2,259円
要介護3	828	828円	1,656円	2,484円
要介護4	901	901円	1,802円	2,703円
要介護5	971	971円	1,942円	2,913円

※1 サービス利用料金（1日あたり）（契約書第5条参照）

介護サービス費の利用者負担割合と、居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。利用者負担割合は、介護保険負担割合証でご確認ください。合計所得金額により負担割合が異なります。）

※2 入院又は外泊をされた場合は、入所者に対して上記表の利用料を算定せず、1月に6日を限度として1日あたり246単位（1割負担：246円、2割負担：492円、3割負担：738円）を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は上記表の利用料の算定となります。

☆ 入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

☆ 当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの加算について下記内容を加算します。

③ 加算料金

加算項目	基本 単位数	入所者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	48円	96円	144円	1日につき
看護体制加算(Ⅰ)イ	12	13円	25円	38円	1日につき
看護体制加算(Ⅱ)イ	23	24円	48円	72円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	12円	24円	36円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅰ)	20	20円	40円	60円	1月につき
個別機能訓練加算(Ⅰ)	30	30円	60円	90円	1月につき
初期加算	30	30円	60円	90円	1日につき(入所した日から30日以内)
再入所時栄養連携加算	200	200円	400円	600円	1回につき
退所前訪問相談援助加算	460	460円	920円	1,380円	1回につき
退所後訪問相談援助加算	460	460円	920円	1,380円	1回につき
退所時相談援助加算	400	400円	800円	1,200円	1回につき
退所前連携加算	500	500円	1,000円	1,500円	1回につき
退所時栄養情報連携加算	70	70円	140円	210円	1月につき1回を限度
退所時情報提供加算	250	250円	500円	1,000円	1回につき
栄養マネジメント強化加算	11	11円	22円	33円	1日につき
経口維持加算(Ⅰ)	400	400円	800円	1,200円	1月につき
経口維持加算(Ⅱ)	100	100円	200円	300円	1月につき
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	90円	180円	270円	1月につき
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	110円	220円	330円	1月につき
療養食加算	6	6円	12円	18円	1回につき(1日につき3回を限度)
配置医師緊急時対応加算(配置医師の勤務時間外の場合)	325	325円	650円	975円	1回につき
配置医師緊急時対応加算(早朝又は夜間の場合)	650	650円	1,300円	1,950円	1回につき

配置医師緊急時対応加算 (深夜の場合)	1,300	1,300	2,600円	3,900円	1回につき
看取り介護加算(I)①	72	72円	144円	216円	死亡日以前31日以上 45日以下
看取り介護加算(I)②	144	144円	288円	432円	死亡日以前4日以上 30日以下
看取り介護加算(I)③	680	680円	1,360円	2,040円	死亡日の前日及び 前々日
看取り介護加算(I)④	1,580	1,580円	3,160円	4,740円	死亡日
協力医療機関連携加算	100	100円	200円	300円	相談・診療を行う 体制を常時確保し、 緊急時に入院を受け 入れる体制を確保 している協力医療 機関と連携している (1月につき)
安全対策体制加算	20	20円	40円	60円	入所初日のみ
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数 の 16/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数 (所定単位数) ※介護職員等ベー スアップ等支援加 算、介護職員等特 定処遇改善加算を 除く。
介護職員等特定処遇改善 加算 (I)	所定単位数 の 27/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数 (所定単位数) ※介護職員等ベー スアップ等支援加 算、介護職員処遇 改善加算を除く。
介護職員等ベースアップ 等支援加算	所定単位数 の 83/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数 (所定単位数) ※介護職員等特定 処遇改善加算、介 護職員処遇改善加 算を除く。

日常生活継続支援加算

居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した場合に算定します。

看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)

看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)

多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

個別機能訓練加算(Ⅲ)

個別機能訓練加算(Ⅱ)、口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定しており、入所者ごとに理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有した場合に算定します。

初期加算

当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。

再入所時栄養連携加算

当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。

退所前訪問相談援助加算

入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先だって、介護支援専門員、生活相談員等が、入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に算定します。

退所後訪問相談援助加算

退所後30日以内に入所者の居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定します。

退所時相談援助加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合、退所時に入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所から2週間以内に退所後の居住地の市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合に算定します。

退所前連携加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合に、退所に先立ち入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、算定します。

退所時栄養情報連携加算

管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します。(療養食対象の方)

栄養マネジメント強化加算

低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定します。

経口維持加算

現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します。

口腔衛生管理加算

歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、当該入所者に係る口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合に算定します。

療養食加算

疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

配置医師緊急時対応加算

当施設の配置医師が求めに応じ勤務時間外、早朝、夜間又は深夜に当施設を訪問して入所者に対して診療を行った場合、その時間帯に応じて算定します。

看取り介護加算

看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、入所者又は家族の同意のもと、入所者がある人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

安全対策体制加算

事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に算定します。

サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します。

介護職員等ベースアップ等支援加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事

入所者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪

月に約1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,800円（洗髪・パーマ料金別途必要）

③事務管理費

貴重品管理として事務管理費を徴収させていただきます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりする物：小口現金、上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

利用料金：1か月あたり1,000円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等の入所者の日常生活に要する費用で、入所者が負担することが適当であるものについては、その費用を負担いただきます。（別紙参照）おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。なお、日常生活品費（大型タオル、フェイスタオル、おしぼり、ティッシュペーパー等）として1日270円の負担をいただきます。

・フェイスタオル等・・・入浴や整容などに使用します。1日2枚200円を負担いただきます。

・おしぼり・・・毎食時使用します。1枚90円（1日3枚270円）を負担いただきます。

※タオル・おしぼり代は1日270円を超えた場合でもそれ以上はいただきません。

※シャンプー・ボディソープ・ハンドソープ類は、施設の物をご使用いただきます。

⑤喫茶代

入居者様がメニューからお好きな飲み物をお選び頂き提供致します。1日100円を負担頂きます。

⑥電気代金

各居室で使用の電化製品(テレビ、冷蔵庫、電気毛布等)及び在宅酸素等の医療機器の設置に伴う電気代として一品につき1日50円を負担いただきます。

⑦ハウスクリーニング代

施設を退所される際、ハウスクリーニング代として28,000円を負担いただきます。

※これらの価格は、お申込み時点での価格であり、変更時には改めてお知らせ致します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、月末締め翌月15日に請求書を送付致しますので、当月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

※15日が土・日・祝日の場合、翌週月曜日又は翌日の送付となります。

- | |
|---|
| ア. 地域密着型特別養護老人ホームごおう健生苑本館窓口(事務所)での現金支払(ただし、土・日・祝日を除く平日9:00~18:00) |
| イ. 指定口座からの自動引き落とし |
| ウ. 銀行振り込み |

(4) 入所中の医療の提供

入所中に医療を必要とする場合は、下記医療機関において診察や入院治療を受けることができます。(ただし、下記の医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。)

なお、入所者の希望により下記以外の医療機関での診察や治療を受ける場合は送迎費として片道1回につき500円別途いただきます(市外への通院は片道1回1,000円となります)。

協力嘱託医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 健照会 住吉ふじい病院
所在地	福山市住吉町4-1
電話番号	(084) 924-2233

協力歯科医療機関

医療機関の名称	ひらい歯科(往診対応)
所在地	福山市道三町7-14
電話番号	(084) 932-3223

6. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回以上実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

7. 継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に2回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設長 山根 俊彦
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を年に2回以上実施します。
- (7) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体的拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施します。

身体的拘束に関する担当者	施設長 山根 俊彦
--------------	-----------

10. 施設を退所する場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期間は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

（契約書第13条参照）

- ① 要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ 入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）入所者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、入所者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 入所者が入院した場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が守密義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ② 入所者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - ③ 入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を維持しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ④ 入所者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
 - ⑤ 入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
 - ⑥ ご契約者及び後見人、保証人、身元引受人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの行為を行った場合、事業者は、文書で契約解除を通知する事により、即座にサービスを終了することが出来ます。
- *サービス利用にあたっての禁止行為
- 1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
 - 2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
 - 3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットやSNSなどに掲載する行為。

入所者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 6日以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設を利用することができます。
但し、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。1日あたり246円

② 7日間以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

④入院のため、一旦退所された場合

入院のため、一旦退所された方で、入院日から3ヶ月以内に退院された場合、再び当施設に入所することができます。ただし、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設の短期入所生活介護事業所の居室に入所していただく場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

入所者が当施設を退所する場合には、入所者の希望により、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

1.1. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人を定めていただきます。

また、入所契約が終了した後、当施設に残された入所者の所持品（残置物）を入所者自身が引取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入所者又は残置物引取人にご負担いただきます。

1 2. 苦情の受付（契約書第 22 条参照）

当施設は苦情受付窓口を設置し入所者・家族からの苦情に迅速・適切に対応します。

又、当施設への苦情やご意見は行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 担 当 者〔職名〕生活相談員 檀上理映子 070-8680-9874
担当責任者〔職名〕施 設 長 山根 俊彦 070-8697-6042
第三者委員〔職名〕法人監事 井上 幸生

○受 付 時 間 9:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福山市役所 介護保険担当課	所 在 地／福山市東桜町3番5号 電話番号／(084)921-2111 受付時間／8:30～17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険調査指導係	所 在 地／広島市中区宝町4-23 電話番号／(082)554-0783 受付時間／8:30～17:00
広島県社会福祉協議会	所 在 地／広島市南区比治山本町12-2 電話番号／(082)254-3416 受付時間／8:30～17:00

1 3. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、家族への連絡など必要な措置を講じ事故の状況や事故に際して採った処置について記録し賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行います。

事故発生時等の担当者	施設長 山根 俊彦
------------	-----------

1 4. 連帯保証人（契約書第 21 条参照）

契約締結にあたり、連帯保証人を定めていただきます。

- (1) 連帯保証人は、入所者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- (2) 前項の連帯保証人の負担は、極度額 240 万円を限度とします。
- (3) 連帯保証人が負担する債務の元本は、入所者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- (4) 連帯保証人の請求があったときは、事業所は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型特別養護老人ホームぞおう 健生苑本館

説明者職名 生活相談員

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 地上2階建て
- (2) 建物の延べ床面積 1650㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【 短期入所生活介護事業所ぞおう 健生苑本館 】 平成30年5月1日 定員10名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員———入所者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の入所者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員———入所者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員———主に入所者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名以上の看護職員を配置しています。

介護支援専門員——入所者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

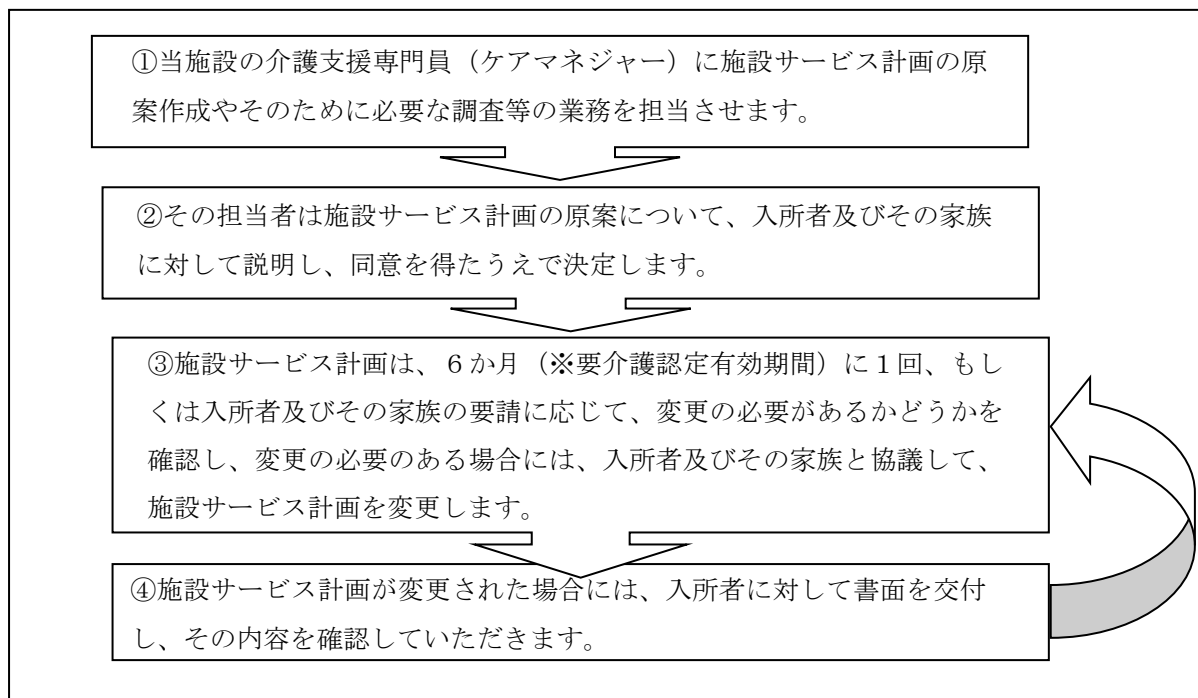
医師———入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービスまでの流れ

入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。
(契約書第2条参照)



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、入所者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ①入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入所者から聴取、確認します。
- ③入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。④入所者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、入所者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。
ただし、入所者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た入所者又は家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入所者の心身等の情報を提供します。また、入所者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、入所者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、当施設の利用にあたって、施設に入所されている他の利用者との共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み

食品・物品・衣料品等を持参された際は、入所者本人に渡す前に必ず現場の職員に申告して下さい。

季節によって、または特別の状況がある場合は、持ち込むことができないものがあります。

(2) 面会

面会時間 9：00～17：00

(但し、これ以外の時間に面会をご希望される方は事前に連絡下さい。)

※来訪者は、面会簿に必要事項を記入して下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

※なお、外泊期間中は、居住に係る自己負担額をご負担いただきます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。

○入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

ただし、その場合、入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は全館禁煙ですので、喫煙はできません。

6. 損害賠償（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。